



種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値							
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度 (水素指数)	五	七	三	七	三	七	三	七
化学的酸素要求量 (mg/l)	七六八	七九〇	八六〇	四八〇	五九〇	一、六八〇	六七五	一、〇五六
浮遊汚染物質 (mg/l)	一、六二四	一、六八〇	一、八五〇	八四五	八五六	二、二〇〇	九五四	一、九六〇
窒素	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
燃 料	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	八	一〇	一八	三	三	三	三	三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「四七〇口」、「四七〇八」及び「四七〇ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	〃	〃	〃	四七〇ホ	〃
	〃	〃	九、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> /時)	二二、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> /時)	(m <sup>3</sup> /日)二二
	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	二〇時間	二時間
	〃	〃	〃	〃	〃







四七 水	"		"		"		"		"		"		"		"		"		"	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	一〇	"	二・五	"	五	"	九	"	七	"	五	"	九	"	"	"	"	"	"	"
	一〇	"	六	"	七	"	〇	"	八	"	七	"	〇	"	七	"	六	"	"	"
	二〇・七	"	二二・五〇〇	"	三三・七	"	一、五七三	"	三、一六七	"	一、二一〇	"	一、五七三	"	一九〇	"	"	"	一、五〇〇	"
	二二・七	"	二二・七五〇	"	三三・八	"	一、五七八	"	三、一六七	"	一、六〇〇	"	一、五七八	"	四〇〇	"	"	"	二、〇〇〇	"
	一五	"	二〇〇	"	五	"	三〇	"	五〇	"	五	"	三〇	"	"	"	"	"	"	"
	二〇	"	二七〇	"	一〇	"	三〇	"	五〇	"	一〇	"	三〇	"	"	"	"	"	"	"
	〇・五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	一五・五	三	五	八	一四・八	九	一八	九	一八	一〇	二四・八	二	三〇	一五	三三・一	二	四〇	三八	四〇	二〇
	一八	三	五・五	八	一四・八	一〇	一九・八	一〇	一九・八	一〇	二五	二四	三三	一五	三四・二	二	"	"	四〇	二〇

No. 1 排 水 口	排 水 口	項 目	
		変 更 後	変 更 前
"	七・五	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	七・二 八	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
二九・三	三〇・二	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
三九・九	四七・一	通 常 最 大	動 植 物 油 脂 類 量 (mg/l)
"	二二	通 常 最 大	室 内 汚 染 状 態 の 値
"	二〇	通 常 最 大	窒 素 の 値
"	一	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
二三・一	二三・二	通 常 最 大	
三三・二	三〇・八	通 常 最 大	
"	〇・二	通 常 最 大	
一・三	二・二	通 常 最 大	
一三、六二〇	一三、六一九・八	通 常 最 大	
"	一四、四〇〇	通 常 最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

凝 集 沈 殿 施 設	活 性 汚 泥 処 理 施 設	種 類	項 目	
			処 理 後	処 理 前
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	"	"	"	七・五
"	"	"	"	七・二 八
九六	九八	九六	九八	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
一三三	一三四	一三三	一三四	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	二二	"	"	三 四
"	二〇	"	"	五 〇
"	一	"	"	三
二八	二九	二八	二九	窒 素 の 値
四〇	四二	四〇	四二	四 〇
"	"	"	"	〇・八
二・二	二・三	二・二	二・三	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
二、六九五	二、九〇九・八	二、六九五	二、九〇九・八	二、一 九五
二、九三四	三、一二九	二、九三四	三、一二九	二、二 四四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備 考	変 更 後	変 更 前	変 更 後
"	"	"	"
"	"	二、二 九	"
"	"	二、五 六〇	"
"	"	二、二 六一	"
"	"	二、五	"
"	"	二、五	"
"	"	五	"
"	"	〇・六	"
"	"	〇・六	"
"	"	八・四	"
"	"	八	"

「四七―口」、「四七―八」及び「四七―水」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

山口県告示第五百七十九号

特定有害物質によって汚染されている区域の指定に関する告示(平成十七年山口県告示第六百七十号)は、廃止する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関成



(五五八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十八年十月三十一日から平成十九年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新山口新幹線名店街

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名  
中国ステーション開発株 広島市南区松原町一番二号 伊藤 勝彦  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社道福	—

四 届出年月日

平成十八年十月十九日

五 変更年月日

平成十八年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新山口新幹線名店街

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名  
中国ステーション開発株 広島市南区松原町一番二号 伊藤 勝彦  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社 Safety Foods Service Food Service	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社 Safety Foods Service
大規模小売店舗の名称	—	—
大規模小売店舗の住所	—	山口市泉町九番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	伊藤 和徳

四 届出年月日

平成十八年十月十九日

五 変更年月日

平成十八年十月十七日

(五五九) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年十月三十一日

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
—	—	山口県知事	二井 関成



阿武町

加仁原地区  
ため池の整備

平成一六、七、五 平成一八、九、二八

(五六〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡一丁目一 番二六号

国居 俊夫

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市美里町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市虹ヶ浜三丁目一 番一九号

宅建ライフ・デザイン株式会社

平成十八年十月三十一日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）